

5. 介護報酬単位に係る質問・答申

介護保険法等の一部を改正する法律の施行（平成17年10月1日施行分）に伴う介護報酬等の見直しに係る諮問の概要

I 基本的考え方

- 在宅と施設の給付と負担の公平性、介護保険給付と年金給付との調整の観点から、介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。以下「改正法」という。）において、介護保険施設等における居住費（滞在費）及び食費を保険給付の対象外とすることに伴う所要の見直しを行う。
- 具体的には、居住費については、居住環境の違いを考慮しつつ、現在、施設介護サービス費等において包括的に評価している「居住（滞在）に要する費用」を保険給付の対象外とする見直しを行う。また、食費については、現行の基本食事サービス費等が廃止されることに伴い、給食管理業務を含めた栄養管理業務についてその在り方を見直した上で、施設介護サービス費等の加算として評価する。
- また、保険給付の対象外となる居住費・食費について、適正な契約の確保や利用者保護の観点から契約の手続を定めるなど、運営基準等の見直しを行う。

II 主な見直しの内容

1. 居住費（滞在費）に関連する介護報酬の見直し

介護保険施設

（1）介護報酬類型の見直し

介護保険施設の報酬類型を、居住環境の違いに応じ、①ユニット型個室、②ユニット型準個室、③従来型個室及び④多床室の4類型とし、ユニット型個室及びユニット型準個室については、ユニットケアを評価するとともに、4類型それぞれについて、居住環境の違いを勘案した「居住に要する費用」を介護報酬から控除することとする。

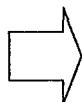
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

〈介護福祉施設サービス費（I）の改正内容〉

介護福祉施設サービス費（I）

（看護職員・介護職員の配置が3：1以上）

要介護 1	677 単位／日
要介護 2	748 単位／日
要介護 3	818 单位／日
要介護 4	889 単位／日
要介護 5	959 単位／日



介護福祉施設サービス費（I）〈従来型個室〉

要介護 1	577 単位／日
要介護 2	648 単位／日
要介護 3	718 単位／日
要介護 4	789 単位／日
要介護 5	859 単位／日

介護福祉施設サービス費（II）〈多床室〉

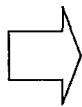
要介護 1	659 単位／日
要介護 2	730 単位／日
要介護 3	800 単位／日
要介護 4	871 単位／日
要介護 5	941 単位／日

〈ユニット型介護福祉施設サービス費の改正内容〉

ユニット型介護福祉

施設サービス費

要介護 1	784 単位／日
要介護 2	831 単位／日
要介護 3	879 単位／日
要介護 4	927 単位／日
要介護 5	974 単位／日



ユニット型介護福祉

施設サービス費（I）〈ユニット型個室〉

要介護 1	641 単位／日
要介護 2	688 単位／日
要介護 3	736 単位／日
要介護 4	784 単位／日
要介護 5	831 単位／日

ユニット型介護福祉

施設サービス費（II）〈ユニット型準個室〉

要介護 1	641 単位／日
要介護 2	688 単位／日
要介護 3	736 単位／日
要介護 4	784 単位／日
要介護 5	831 単位／日

介護老人保健施設（老人保健施設）

〈介護保健施設サービス費（I）の改正内容〉

介護保健施設サービス費（I）

（看護職員・介護職員の配置が3：1以上）

要介護 1	819 単位／日
要介護 2	868 単位／日
要介護 3	921 単位／日
要介護 4	975 単位／日
要介護 5	1,028 単位／日



介護保健施設サービス費（I）〈従来型個室〉

要介護 1	702 単位／日
要介護 2	751 単位／日
要介護 3	804 単位／日
要介護 4	858 単位／日
要介護 5	911 単位／日

介護保健施設サービス費（II）〈多床室〉

要介護 1	801 単位／日
要介護 2	850 単位／日
要介護 3	903 単位／日
要介護 4	957 単位／日
要介護 5	1,010 単位／日

ユニット型介護保健 施設サービス費（新設）



ユニット型介護保健

施設サービス費（I）〈ユニット型個室〉

要介護 1	689 単位／日
要介護 2	738 単位／日
要介護 3	791 単位／日
要介護 4	845 単位／日
要介護 5	898 単位／日

ユニット型介護保健

施設サービス費（II）〈ユニット型準個室〉

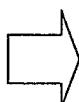
要介護 1	689 単位／日
要介護 2	738 単位／日
要介護 3	791 単位／日
要介護 4	845 単位／日
要介護 5	898 単位／日

介護療養型医療施設（病院・診療所）

〈療養型介護療養施設サービス費（I）の改正内容〉

療養型介護療養施設サービス費（I）
（看護職員配置6:1以上・介護職員配置4:1以上）

要介護 1	820 単位／日
要介護 2	930 単位／日
要介護 3	1,168 単位／日
要介護 4	1,269 単位／日
要介護 5	1,360 単位／日



療養型介護療養施設サービス費（I-i）〈従来型個室〉

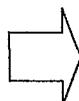
要介護 1	671 単位／日
要介護 2	781 単位／日
要介護 3	1,019 単位／日
要介護 4	1,120 単位／日
要介護 5	1,211 単位／日

療養型介護療養施設サービス費（I-ii）〈多床室〉

要介護 1	802 単位／日
要介護 2	912 単位／日
要介護 3	1,150 単位／日
要介護 4	1,251 単位／日
要介護 5	1,342 単位／日

〈ユニット型療養型介護療養施設サービス費の創設〉

ユニット型療養型介護療養
施設サービス費（新設）



ユニット型療養型介護療養
施設サービス費（I）〈ユニット型個室〉

要介護 1	690 単位／日
要介護 2	800 単位／日
要介護 3	1,038 単位／日
要介護 4	1,139 単位／日
要介護 5	1,230 単位／日

ユニット型療養型介護療養
施設サービス費（II）〈ユニット型準個室〉

要介護 1	690 単位／日
要介護 2	800 単位／日
要介護 3	1,038 単位／日
要介護 4	1,139 単位／日
要介護 5	1,230 単位／日

(2) 施設サービスの見直しに係る経過措置等について

- ① 従来型個室に係る介護報酬の適用に当たっては、既入所者及び新規入所者それぞれについて、次の経過措置を講ずることとする。また、当該経過措置の適用を受けている期間においては、特別な室料を求めるることはできないこととする。

【既入所者について】

平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室に入所しており、かつ、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室に入所する者であって、過去 1 月間（従来型個室に入所している期間が 1 月間に満たないときは、当該入所期間）にわたり、当該個室に係る特別な室料を支払っていないものについては、当分の間、多床室に係る介護報酬を適用する。

【新規入所者について】

平成 17 年 10 月 1 日以後従来型個室に入所した者であって、次のいずれかに該当するものについては、多床室に係る介護報酬を適用する。

- ① 感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者であって、当該個室への入所期間が 30 日以内であるもの
- ② 居住する居室の居住面積が、一定以下（※）である者
 - （※）特養：10.65 m²、老健：8 m²、介護療養型：6.4 m²
- ③ 著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

- ② 改正法において、低所得者については、特定入所者介護サービス費が創設されたことから、現行の小規模生活単位型介護福祉施設サービス費における低所得者加算（※）は廃止する。

※現在、低所得者については、居住費負担の軽減のため、保険料区分第 1 段階の場合 66 単位／日、保険料区分第 2 段階の場合 33 単位／日を加算。

- ③ 居住費を保険給付の対象外とすることに伴い、介護療養型医療施設において、特別な室料を徴収している場合に病院療養病床環境減算（Ⅲ）又は診療所療養環境減算（Ⅱ）を適用する現行の取扱いは、個室及び 2 人室については廃止する。（3 人室以上における取扱いは、現行と同様とする。）（通知事項）

※ なお、平成 17 年 3 月 31 日で職員配置に係る経過措置が廃止されたことに伴い、現行の介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に係る次の施設サービス費については廃止する。

- ・介護老人福祉施設：介護福祉施設サービス費（Ⅱ）・（Ⅲ）、
小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）・（Ⅲ）、
旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅱ）・（Ⅲ）、
小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅱ）・（Ⅲ）
- ・介護老人保健施設：介護保健施設サービス費（Ⅱ）

短期入所生活・療養介護

(1) 介護報酬類型の見直し

短期入所生活（療養）介護についても、介護保険施設と同様に、報酬類型を居住環境の違いに応じ、①ユニット型個室、②ユニット型準個室、③従来型個室及び④多床室の4類型とし、ユニット型個室及びユニット型準個室については、ユニットケアを評価するとともに、4類型それぞれについて、居住環境の違いを勘案した「滞在に要する費用」を介護報酬から控除することとする。

(2) 従来型個室における短期入所生活・療養介護費の適用に係る経過措置について

従来型個室における短期入所生活・療養介護費の適用に当たっては、既入所者及び新規入所者それぞれについて、次の経過措置を講ずることとする。また、当該経過措置の適用を受けている期間においては、特別な室料を求めることはできないこととする。

【既入所者について】

平成17年9月30日において従来型個室を利用しており、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用する者であって、その利用期間中、当該個室に係る特別な室料を支払っていないものについては、当分の間、多床室に係る介護報酬を適用する。

【新規入所者について】

平成17年10月1日以後従来型個室を利用した者であって、次のいずれかに該当するものについては、多床室に係る介護報酬を適用する。

- ①感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
 - ②滞在する居室の居住面積が、一定以下（※）である者
- （※）特養：10.65m²、老健：8m²、介護療養型：6.4m²
- ③著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用が必要であると医師が判断した者

2 食費に関する介護報酬の見直し

(1) 基本食事サービス費等の廃止

改正法において食費が保険給付の対象外とされたことに伴い、次の見直しを行う。

①介護保険施設

基本食事サービス費を廃止する。

②短期入所生活・療養介護

短期入所生活介護費及び短期入所療養介護費から食事に要する費用を控除する。

③通所介護・通所リハビリテーション

食事提供加算（※現在、39単位／日を加算）を廃止する。

(2) 栄養管理の評価について

栄養管理については、管理栄養士等の配置に主眼をおいた現行の評価の在り方を見直し、個々の入所者の栄養状態、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントを評価する観点から見直しを行うこととする。

①介護保険施設

介護保険施設においては、以下の観点から栄養管理に係る評価を行う。

i) 栄養管理体制に対する評価

常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置した場合に評価する。

栄養管理体制加算（新設）

管理栄養士配置加算	→	12単位／日
栄養士配置加算	→	10単位／日

ii) 栄養ケア・マネジメントに対する評価

入所者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて多職種協働により栄養ケア・マネジメントが行われた場合に評価する。

栄養マネジメント加算（新設）→ 12単位／日

※算定要件

- イ：常勤の管理栄養士を1名以上配置していること
- ロ：医師、管理栄養士等が共同して、入所者ごとに栄養状態を把握し、個々人の摂食・嚥下機能に着目した食形態にも配慮して栄養ケア計画を作成していること
- ハ：栄養ケア計画に従い栄養管理が行われているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること
- ニ：栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直していること
- ホ：別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

iii) 経口摂取への移行に対する評価

経管により食事を摂取する入所者について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に180日を限度として評価する。

経口移行加算（新設）→ 28単位／日

※ただし、経口摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取に移行するための栄養管理が必要とされるものについては、引き続き算定することができるものとする。

※また、経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価され、食形態の配慮等の経口摂取を進めるための適切な措置が講じられているなど、経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が行われた場合については、算定することができるのこととする。

iv) 療養食に対する評価

医師の指示せんに基づく療養食（※）を提供した場合に評価する。

療養食加算（新設）→ 23単位／日

※療養食：医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

※算定要件

- イ：食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること
- ロ：入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われること
- ハ：別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

②短期入所生活・療養介護

短期入所生活・療養介護においては、以下の観点から栄養管理に係る評価を行う。

i) 栄養管理体制に対する評価

管理栄養士又は栄養士を1名以上配置した場合に評価する。

栄養管理体制加算（新設）

管理栄養士配置加算 → 12単位／日

栄養士配置加算 → 10単位／日

ii) 療養食に対する評価

医師の指示せんに基づく療養食（※）を提供した場合に評価する。

療養食加算（新設） → 23単位／日

※療養食：医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

※算定要件

イ：食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること

ロ：入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われること

ハ：別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

3 居住費（滞在費）及び食費に関する運営基準等の見直し

（1）居住費（滞在費）及び食費の支払いに係る適正な手続の確保

介護保険施設及び短期入所生活（療養）介護について、事業者が利用者に居住費（滞在費）及び食費の支払いを求めるに際しては、透明性の確保、利用者保護の観点から、書面による利用者の同意を得ること等手続の適正化を図る。

（2）居住費（滞在費）、食費の範囲等

①居住費（滞在費）

利用者が支払う居住費（滞在費）の範囲は、居住環境の違いに応じて、ユニット型個室、ユニット型準個室及び従来型個室については室料及び光熱水費相当、多床室については光熱水費相当を基本とし、施設等と利用者との契約により定めることとする。

②食費

利用者が支払う食費の範囲は、食材料費及び調理に係る費用を基本とし、施設等と利用者との契約により定めることとする。

③特別な室料や特別な食費等との関係

利用者の選定に基づく特別な室料及び特別な食費については、一般の居住費（滞在費）及び食費に対する追加的費用であることを明確化した上で利用料を受領することとする。

（3）居住環境に応じた設備基準等の見直し

介護保険施設及び短期入所生活（療養）介護について、ユニット型個室及びユニット型準個室の設備の基準等を定める。